

測量技術者の認定資格登録制度を導入 ――国土地理院

国土地理院では、測量業務における競争入札において、入札参加希望者が有する技術者資格に関する技術的能力の評価に資することを目的として、測量に関する技術者の認定資格を国土地理院へ登録する制度が創設されました。

これは、測量業務における測量成果の品質は、技術者の能力によって大きく影響することから、国土地理院が発注する請負測量業務において技術的能力の評価として活用するというものです。資格登録は、業務種別ごとにA,B,Cの3つの区分（下表）になっています。

測量技術者資格の登録にあたっては、資格認定機関が国土地理院長に申請し承認を受けなければならないため、日本測量協会では、当協会が実施している「空間情報総括監理技術者」「地理空間情報専門技術者」の認定資格について、現在登録申請を行っています。

このように測量技術者の認定資格が具体的に制度化されたため、日本測量協会の技術者の認定資格がますます活用されることになります。

業務種別	区分	測量技術者資格の概要
基準点測量 写真測量 地図調製 地理調査	A	測量計画の立案や工程管理等を適切に行える能力を有し、かつ測量技術に関して高度な知見を有する者を認定
	B	測量計画の立案、工程管理、品質管理等を総合的に適切に行える能力を有する者を認定
	C	測量計画や作業工程に沿って適切に作業を行える等、実務作業の総合的な能力を有する者を認定

◎詳しくは、国土地理院ホームページをご覧ください。

<http://www.gsi.go.jp/common/000059346.pdf#page=1>

<http://www.gsi.go.jp/common/000059203.pdf>

2011年(平成23年) 3月22日(火曜日)

建設通信新聞

【第7面】

国土地理院 測量資格に認定制度 総合評価など加点对象

国土交通省国土地理院は、測量技術者の認定資格登録制度を創設した。登録された資格を持つ技術者は、総合評価はA、管理を総合的にできるとはB、作業を総合的にできるとはCに区分する。

国土地理院は、日本測量協会や日本地図センターが登録を申請する。測量関係資格の試験・認定をしている機関が申請して、非会員など一般にも開放、公平性・透明性を確保、業務に必要な知識・経験を評価する。

業務内容に応じAであれば10点、Cは5点といったランクごとに加算する点数を決める。登録された機関は年に1回、資格の受検者数や合格者数などの実績を報告しなければならない。地理院は資格取得者を評価することで、技術者の能力向上の意欲を高め、業務の品質アップにつながることを期待している。